

平成 18 年 7 月 18 日 区長決裁
改正 平成 20 年 6 月 13 日 区長決裁
改正 平成 23 年 4 月 19 日 区長決裁

「渋谷駅周辺地域の整備に関する調整協議会」設置要綱

(目的)

第 1 条 「渋谷駅周辺地域」約 139ha が都市再生緊急整備地域に指定されたこと及び駅周辺地域における再開発の機運を踏まえ、公民連携のまちづくり活動を総合的に進めるため、関係者がまちづくり上の課題を広範に協議・調整し、都市再生の効果的な事業推進を図ることを目的として、渋谷駅周辺地域の整備に関する調整協議会(以下「協議会」という)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、渋谷駅周辺地域の開発動向等の情報の共有化と、これを契機とした総合的なまちづくり活動の推進に関する協議・調整を行う。

(構成)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる座長、副座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長不在のときはその職務を代理する。
- 4 委員等の構成員は、必要に応じて拡大することができる。

(会議)

第 4 条 協議会は、座長が招集する。

- 2 座長は必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(分科会)

第 5 条 協議会に、協議会の円滑な運営を図るため、分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、部会長及び部会員をもって構成し、必要に応じて座長が分科会の設置及び部会員を指名することができる。

3 第3条第2項及び第4条の規定は、分科会について準用する。この場合において、「座長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と、「協議会」とあるのは「分科会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 協議会及び分科会の庶務は、都市整備部渋谷駅周辺整備課が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が別に定める。

附則 この要綱は平成18年7月19日から施行する。

附則 この要綱は平成20年6月13日から施行する。

附則 この要綱は平成23年4月19日から施行する。

渋谷駅周辺地域の整備に関する調整協議会 構成員名簿

区 分	所 属	委 員
町会・商店会・ まちづくり団体 代表 17	渋谷区町会連合会 会長	
	氷川地区町会連合会 会長	
	大向地区町会連合会 会長	
	渋谷宮益町会 会長 渋谷・東地区まちづくり協議会 代表幹事 (渋谷駅中心地区デザイン会議 地元代表委員)	
	渋谷公園通商店街振興組合 理事長	
	渋谷センター商店街振興組合 副理事長	
	渋谷道玄坂商店街振興組合 理事長 渋谷道玄坂周辺地区まちづくり協議会 理事長 (渋谷駅中心地区まちづくり指針分科会座長・渋谷駅中心地区デザイン会議地元代表委員)	
	渋谷地下街 渋谷地下商店街振興組合 理事長	
	渋谷中央街 理事長	
	渋谷駅東口町会・商店会 会長	
	渋谷宮益商店街振興組合 理事長	
	明治通り宮下パーク商店会 会長	
	渋谷・東地区まちづくり協議会 顧問 (渋谷駅中心地区デザイン会議学識委員)	
	渋谷桜丘周辺地区まちづくり協議会 会長	
	渋谷駅東口街区まちづくり検討会 代表幹事	
	渋谷3丁目プロジェクト (渋谷三丁目まちづくり推進協議会) 代表幹事	
	NPO渋谷駅周辺地区まちづくり協議会 理事長	
開発関係 1	渋谷再開発協会 常務理事	
大型店 1	株式会社 東急百貨店 総務担当部長	
開発事業者・ 鉄道関係者 7	渋谷新文化街区プロジェクト推進協議会 (東京急行電鉄株式会社都市生活創造本部渋谷開発事業部開発第一部課長補佐)	
	渋谷駅桜丘口地区再開発準備組合 理事長	
	道玄坂一丁目駅前地区市街地再開発準備組合 理事長	
	東京急行電鉄株式会社都市生活創造本部渋谷開発事業部開発部統括部長 (渋谷駅街区土地区画整理事業 施行者代表者)	
	UR都市機構東京都心支社 業務第五部担当部長 (渋谷駅街区土地区画整理事業 共同施行者)	
	東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部ターミナル計画部担当部長	
東京地下鉄株式会社 経営企画本部投資計画部長		
渋谷区 2	都市整備部長【座長】	
	土木清掃部長【副座長】	

(敬称略)

事務局 渋谷区都市整備部渋谷駅周辺整備課 / 須藤, 藤沼, 叶